



鳥取県公報

令和8年3月27日(金)
号外第23号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 職員の旅費等に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(21) (人事企画課) 4
鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例(22) (議会議務局議事・法務政策課) . . . 8
- ◇ 規 則 鳥取県児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則(8) (子育て王国課) 9
鳥取県採石条例施行規則の一部を改正する規則(9) (治山砂防課) 23
- ◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(1) (教育人材開発課) 24

公布された条例のあらまし

◇職員の旅費等に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

物価の上昇等経済社会情勢の変化に鑑み、職員等の出張に係る旅費について、宿泊費基準額を見直す等必要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の旅費等に関する条例の一部改正

宿泊費基準額及び宿泊手当の額を国家公務員のうち職務の級が10級以下の者に適用される額とする。

(2) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

ア 知事、副知事及び政策統轄監に係る宿泊費基準額を国家公務員のうち指定職職員等に適用される額とする。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、令和8年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

知事部局の組織改正に伴い、常任委員会の所管について必要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 総務教育常任委員会が所管する政策統轄総局に関する事項を、人口戦略推進本部に関する事項に改める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和8年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

公布された規則のあらまし

◇鳥取県児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

児童福祉法の一部が改正され、地域限定保育士の資格が創設されるとともに、地域限定保育士登録を受けている者は、当該地域限定保育士登録を行った認定地方公共団体の長の管轄する区域内に限り、業として児童の保育等を行うことができるものとされたこと等に伴い、必要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正

ア 地域限定保育士の登録を受けている者が地域限定保育士となることができない者に該当する場合に知事に提出しなければならないこととされる届出書の様式を定める。

イ 指定療育機関の指定申請書に記載する療育生活の指導を担当する職員のうち保育士について、地域限定保育士を含むものとする。

ウ 届出保育施設の事業開始の届出書及び運営状況の報告書（以下「届出書等」という。）に記載する保育士について、地域限定保育士を含むものとするとともに、届出書等の添付書類のうち有資格者であることが確認できる書類に、新たに地域限定保育士の資格を有することが確認できる書類を加える。

エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正

乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児

童心理療施設及び児童自立支援施設に置かなければならない職員のうちの保育士について、地域限定保育士を含むものとする。

(3) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正

ア 児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業を行う事業所並びに障害児入所施設に置かなければならない保育士について、地域限定保育士を含むものとする。

イ 訪問支援員の職務に従事することができる者の資格のうち、保育士の資格について、地域限定保育士の資格を含むものとする。

(4) 鳥取県認定子ども園に関する条例施行規則の一部改正

認定子ども園に置かなければならない保育士について、地域限定保育士を含むものとする。

(5) 施行期日は、鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例の施行の日とする。

◇鳥取県採石条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県採石条例の一部が改正され、採石の認可基準の一部が見直されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 掘削作業計画に記載する事項について、所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、鳥取県採石条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

条 例

職員の旅費等に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第21号

職員の旅費等に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(宿泊費)</p> <p>第19条 宿泊費の額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。以下「政令」という。)</u>第9条に規定する宿泊費の額のうち<u>政令第1条第2項第3号に規定する職務の級が10級以下の者に適用される額</u>(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第20条の2 宿泊手当の額は、<u>政令第11条に規定する宿泊手当の額</u>とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(宿泊費)</p> <p>第19条 宿泊費の額は、<u>別表の区分欄に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ宿泊基準額の欄に定める額</u>(以下「宿泊費基準額」という。)のとおりとする。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第20条の2 宿泊手当の額は、<u>1夜当たり2,400円</u>とする。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>別表(第19条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">宿泊費基準額(1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県、東京都、京都府</td> <td style="text-align: right;">19,000円</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td style="text-align: right;">18,000円</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td style="text-align: right;">17,000円</td> </tr> <tr> <td>神奈川県、新潟県</td> <td style="text-align: right;">16,000円</td> </tr> <tr> <td>香川県</td> <td style="text-align: right;">15,000円</td> </tr> <tr> <td>熊本県</td> <td style="text-align: right;">14,000円</td> </tr> <tr> <td>北海道、岐阜県、大阪府、広島県</td> <td style="text-align: right;">13,000円</td> </tr> <tr> <td>山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県</td> <td style="text-align: right;">12,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	宿泊費基準額(1夜につき)	埼玉県、東京都、京都府	19,000円	福岡県	18,000円	千葉県	17,000円	神奈川県、新潟県	16,000円	香川県	15,000円	熊本県	14,000円	北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円	山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円
区分	宿泊費基準額(1夜につき)																		
埼玉県、東京都、京都府	19,000円																		
福岡県	18,000円																		
千葉県	17,000円																		
神奈川県、新潟県	16,000円																		
香川県	15,000円																		
熊本県	14,000円																		
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円																		
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円																		

青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000円
福島県、鳥取県、山口県	8,000円

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
(その他の <u>者</u> の給与) 第4条 略	(その他の <u>知事等</u> の給与) 第4条 略
(給与の支給) 第6条 専門委員、附属機関の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人及び <u>知事等のうち第4条第2項の規定の適用を受ける者</u> の給与の支給に関しては、知事が別に定める。 2～4 略	(給与の支給) 第6条 専門委員、附属機関の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人及び <u>その他の知事等</u> の給与の支給に関しては、知事が別に定める。 2～4 略
(旅費) 第7条 略 2 知事等に支給する旅費の額は、別表第2に定める内国旅行(職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)第2条第1号に規定する内国旅行をいう。)に係る鉄道賃及び船賃並びに宿泊費の額のほか、 <u>同条例第1条に規定する職員</u> (次項において「一般職の職員」という。)の例による額とする。 3 略	(旅費) 第7条 略 2 知事等に支給する旅費の額は、別表第2に定めるもののほか、 <u>職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)第1条に規定する職員</u> (次項において「一般職の職員」という。)の例による額とする。 3 略
別表第2(第7条関係)	別表第2(第7条関係)

1 鉄道賃及び船賃

区分	鉄道賃	船賃
1 知事、副知事及び政策統轄監	略	
2 知事等のうち前項に掲げる者以外の者		

2 宿泊費

区分	宿泊費基準額
1 知事、副知事及び政策統轄監	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第9条に規定する宿泊費の額のうち同令第1条第2項第2号に規定する指定職職員等に適用される額

1 鉄道賃及び船賃

区分	鉄道賃	船賃
知事、副知事及び政策統轄監	略	
その他の知事等		

2 宿泊費

区分	宿泊費基準額（1夜につき）	
知事、副知事及び政策統轄監	埼玉県、東京都、京都府	27,000円
	福岡県	25,000円
	千葉県	24,000円
	神奈川県、新潟県	22,000円
	香川県	21,000円
	熊本県	20,000円
	北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000円
	山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000円
	青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000円
	宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000円
	岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000円
	福島県、鳥取	11,000円

<p>2 <u>知事等のうち前項に掲げる者以外の者</u></p>	<p>職員の旅費等に関する条例第19条の宿泊費基準額</p>	<p>県、山口県</p>	<p><u>その他の知事等</u> 職員の旅費等に関する条例別表に定める額</p>
-----------------------------------	--------------------------------	--------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の職員の旅費等に関する条例（以下「改正後の職員旅費条例」という。）及び第2条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（以下「改正後の知事等旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の職員旅費条例及び改正後の知事等旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第22号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人</p> <p><u>人口戦略推進本部</u>、令和の改新戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人</p> <p>福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p>商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p>地域県土警察常任委員会 8人</p> <p>輝く鳥取創造本部、男女協働未来創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部及び警察本部に関する事項</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人</p> <p><u>政策統轄総局</u>、令和の改新戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人</p> <p>福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p>商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p>地域県土警察常任委員会 8人</p> <p>輝く鳥取創造本部、男女協働未来創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部及び警察本部に関する事項</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に常任委員会に付議されて審査又は調査中の事件は、改正後の鳥取県議会委員会条例の規定によりその事件を所管する常任委員会に付議されているものとみなす。

規 則

鳥取県児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第8号

鳥取県児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p><u>第6章 届出保育施設の監督(第26条—第29条)</u></p> <p><u>第7章 雑則(第30条・第31条)</u></p> <p>附則</p> <p>(<u>保育士資格等の喪失の届出</u>)</p> <p>第2条 省令第6条の34(省令第6条の54において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出は、<u>保育士・地域限定保育士資格喪失届(様式第1号)</u>を提出してしなければならない。</p> <p><u>第6章 略</u></p> <p>(届出保育施設における事業開始の届出)</p> <p><u>第26条 略</u></p> <p>(届出保育施設の事業内容等の変更の届出)</p> <p><u>第27条 略</u></p> <p>(届出保育施設の事業の廃止等の届出)</p> <p><u>第28条 略</u></p> <p>(届出保育施設の運営状況の報告)</p> <p><u>第29条 略</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p><u>第6章 保育士試験(第26条)</u></p> <p><u>第7章 届出保育施設の監督(第27条—第30条)</u></p> <p><u>第8章 雑則(第31条・第32条)</u></p> <p>附則</p> <p>(<u>保育士資格の喪失の届出</u>)</p> <p>第2条 省令第6条の34の規定による届出は、<u>保育士資格喪失届(様式第1号)</u>を提出してしなければならない。</p> <p><u>第6章 保育士試験</u></p> <p><u>第26条 法第18条の8第2項の規定による保育士試験は、毎年8月に行う。</u></p> <p><u>第7章 略</u></p> <p>(届出保育施設における事業開始の届出)</p> <p><u>第27条 略</u></p> <p>(届出保育施設の事業内容等の変更の届出)</p> <p><u>第28条 略</u></p> <p>(届出保育施設の事業の廃止等の届出)</p> <p><u>第29条 略</u></p> <p>(届出保育施設の運営状況の報告)</p> <p><u>第30条 略</u></p>

第7章 略

(書類の提出先)

第30条 法又は省令の規定により知事に提出する書類は、第2条、第3条、第5条から第9条まで、第14条の2、第14条の3、第15条の11から第15条の13まで、第19条から第24条まで及び第26条から第29条までに規定する書類を除き、所管の児童相談所長に提出しなければならない。

2 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める者に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第22条及び第23条に規定する書類であって認可保育所に係るもの並びに第26条から第29条までに規定する書類 所管の総合事務所長(所管の総合事務所長がない場合にあつては、知事)

(委任)

第31条 略

様式第1号(第2条関係)

保育士・地域限定保育士資格喪失届

職 氏名 様

保育士(地域限定保育士)の資格を喪失したので、児童福祉法施行規則第6条の34(児童福祉法施行規則第6条の54において読み替えて準用する同令第6条の34)の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

本人との関係

電話番号

略	
資格を喪失した事由	<input type="checkbox"/> 死亡し、又は失踪の宣告を受けた。 <input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> 精神の機能の障がいにより保育士又は地域限定保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切

第8章 略

(書類の提出先)

第31条 法又は省令の規定により知事に提出する書類は、第2条、第3条、第5条から第9条まで、第14条の2、第14条の3、第15条の11から第15条の13まで、第19条から第24条まで及び第27条から第30条までに規定する書類を除き、所管の児童相談所長に提出しなければならない。

2 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める者に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第22条及び第23条に規定する書類であつて認可保育所に係るもの並びに第27条から第30条までに規定する書類 所管の総合事務所長(所管の総合事務所長がない場合にあつては、知事)

(委任)

第32条 略

様式第1号(第2条関係)

保育士資格喪失届

職 氏名 様

保育士の資格を喪失したので、児童福祉法施行規則第6条の34の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

本人との関係

電話番号

略	
資格を喪失した事由	<input type="checkbox"/> 死亡し、又は失踪の宣告を受けた。 <input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> 精神の機能の障がいにより保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができ

<p>に行うことができない者</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮に処せられた者 □ 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって児童福祉法施行令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者 	<p>ない者</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮に処せられた者 □ 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって児童福祉法施行令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
<p>注1 児童福祉法施行規則第6条の34第1号（同令第6条の54において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事由に係る届出者は、戸籍法に規定する死亡又は失踪の届出義務者であること。同条第2号（同令第6条の54において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事由に係る届出者は、当該保育士若しくは当該地域限定保育士又は同居の親族若しくは法定代理人であること。同条第3号（同令第6条の54において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事由に係る届出者は、当該保育士若しくは当該地域限定保育士又は法定代理人であること。</p>	<p>注1 児童福祉法施行規則第6条の34第1号に掲げる事由に係る届出者は、戸籍法に規定する死亡又は失踪の届出義務者であること。同条第2号に掲げる事由に係る届出者は、当該保育士又は同居の親族若しくは法定代理人であること。同条第3号に掲げる事由に係る届出者は、当該保育士又法定代理人であること。</p>
<p>2 「登録年月日」欄、「登録番号」欄及び「氏名」欄は、保育士登録証又は地域限定保育士登録証に基づき記載すること。</p>	<p>2 「登録年月日」欄、「登録番号」欄及び「氏名」欄は、保育士登録証に基づき記載すること。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>添付書類 保育士登録証又は地域限定保育士登録証及び資格を喪失した事由を証明する書類</p>	<p>添付書類 保育士登録証及び資格を喪失した事由を証明する書類</p>
<p>様式第4号（第5条、第6条関係）</p>	<p>様式第4号（第5条、第6条関係）</p>
<p>指定療育機関指定申請書 児童福祉法第20条第5項の規定による指定療育機関として指定を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	<p>指定療育機関指定申請書 児童福祉法第20条第5項の規定による指定療育機関として指定を受けたいので、次のとおり申請します。</p>
<p>年 月 日 職 氏名 様 郵便番号 住 所 フリガナ 申請者 氏 名 電話番号</p>	<p>年 月 日 職 氏名 様 郵便番号 住 所 フリガナ 申請者 氏 名 電話番号</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>注 保育士には鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含むものとする。</p>	

添付書類 略

様式第39号 (第26条、第28条関係)

届出保育施設 (居宅訪問型保育事業以外) 事業開始届出書

年 月 日

職 氏名 様

届出保育施設の事業を開始しましたので、児童福祉法第59条の2の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

郵便番号

住 所

(団体にあつては、主たる事務所の所在地)

フリガナ

届出者 氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日現在

略

略

略

略

略

※ 略

略

※ 略

略

略

略

* 略

略

* 略

略

略

添付書類 略

様式第39号 (第27条関係)

届出保育施設 (居宅訪問型保育事業以外) 事業開始届出書

年 月 日

職 氏名 様

届出保育施設の事業を開始しましたので、児童福祉法第59条の2の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

郵便番号

住 所

(団体にあつては、主たる事務所の所在地)

フリガナ

届出者 氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日現在

略

略

略

略

略

※ 略

略

※ 略

略

略

略

* 略

略

* 略

略

略

略
* 略
略
* 略
略
* 略
略
略
略
(添付書類)
1 略
2 有資格者（保育士（ <u>地域限定保育士（鳥取県の区域に係るものに限る。）を含む。</u> ）、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
3～5 略
記載上の注意
【③】～【⑱】 略
【⑳～㉑】
届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。
※保育士については、 <u>地域限定保育士（鳥取県の区域に係るものに限る。）</u> を含めてください。
【㉒】 略
【㉓～㉕】
職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。
※保育士については、 <u>地域限定保育士（鳥取</u>

略
* 略
略
* 略
略
* 略
略
略
略
(添付書類)
1 略
2 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
3～5 略
記載上の注意
【③】～【⑱】 略
【⑳～㉑】
届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。
【㉒】 略
【㉓～㉕】
職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

県の区域に係るものに限る。)を含めてください。

【26】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してください。

※保育士については、地域限定保育士(鳥取県の区域に係るものに限る。)を含めてください。

【27】～【29】 略

様式第39号の2(第26条、第28条関係)

届出保育施設(居宅訪問型保育事業)事業開始届出書

年 月 日

職 氏名 様

届出保育施設の事業を開始しましたので、児童福祉法第59条の2の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

郵便番号

住 所

(団体にあっては、主たる事務所の所在地)

フリガナ

届出者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日現在

略

略

略

略

略

略

略

略

【26】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してください。

【27】～【29】 略

様式第39号の2(第27条関係)

届出保育施設(居宅訪問型保育事業)事業開始届出書

年 月 日

職 氏名 様

届出保育施設の事業を開始しましたので、児童福祉法第59条の2の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

郵便番号

住 所

(団体にあっては、主たる事務所の所在地)

フリガナ

届出者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日現在

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

* 略

略

(添付書類)

1 略

2 有資格者（保育士（地域限定保育士（鳥取県の区域に係るものに限る。）を含む。）、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類

3・4 略

記載上の注意

【③】～【⑱】 略

【⑲】 届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

※保育士については、地域限定保育士（鳥取県の区域に係るものに限る。）を含めてください。

【⑳】 職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

※保育士については、地域限定保育士（鳥取県の区域に係るものに限る。）を含めてください。

【㉑】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入してください。

※保育士については、地域限定保育士（鳥取県の区域に係るものに限る。）を含めてください。

【㉒】・【㉓】 略

略

略

* 略

略

(添付書類)

1 略

2 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類

3・4 略

記載上の注意

【③】～【⑱】 略

【⑲】 届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【⑳】 職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【㉑】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入してください。

【㉒】・【㉓】 略

様式第40号 (第27条関係) 略

様式第41号 (第28条関係) 略

様式第42号 (第29条関係)

届出保育施設 (居宅訪問型保育事業以外) 運営状況
報告書

年 月 日

職 氏名 様

届出保育施設の運営状況について、児童福祉法第
59条の2の5第1項の規定により、関係書類を添え
て次のとおり報告します。

郵便番号

住 所

(団体にあつては、主
たる事務所の所在地)

フリガナ

届出者 氏 名

(団体にあつては、名
称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日現在

略

略

略

略

※ 略

略

※ 略

略

略

略

* 略

略

* 略

略

略

様式第40号 (第28条関係) 略

様式第41号 (第29条関係) 略

様式第42号 (第30条関係)

届出保育施設 (居宅訪問型保育事業以外) 運営状況
報告書

年 月 日

職 氏名 様

届出保育施設の運営状況について、児童福祉法第
59条の2の5第1項の規定により、関係書類を添え
て次のとおり報告します。

郵便番号

住 所

(団体にあつては、主
たる事務所の所在地)

フリガナ

届出者 氏 名

(団体にあつては、名
称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日現在

略

略

略

略

※ 略

略

※ 略

略

略

略

* 略

略

* 略

略

略

略

* 略

略

* 略

略

略

略

略

略

* 略

略

略

略

(添付書類)

1 略

2 有資格者（保育士（地域限定保育士（鳥取県の区域に係るものに限る。）を含む。）、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類

3～6 略

記載上の注意

【③】～【⑫】 略

【⑬～⑱】

運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

※保育士については、地域限定保育士（鳥取県の区域に係るものに限る。）を含めてください。

【⑳】 略

略

* 略

略

* 略

略

略

略

略

略

* 略

略

略

略

(添付書類)

1 略

2 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類

3～6 略

記載上の注意

【③】～【⑫】 略

【⑬～⑱】

運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【⑳】 略

【⑳～㉓】

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

※保育士については、地域限定保育士（鳥取県の区域に係るものに限る。）を含めてください。

【㉔】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してください。

※保育士については、地域限定保育士（鳥取県の区域に係るものに限る。）を含めてください。

【㉕】～【㉗】 略

様式第42号の2（第29条関係）

届出保育施設（居宅訪問型保育事業）運営状況報告書

年 月 日

職 氏名 様

届出保育施設の運営状況について、児童福祉法第59条の2の5第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

郵便番号

住 所

（団体にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ

届出者 氏 名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日現在

略

略

【⑳～㉓】

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【㉔】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してください。

【㉕】～【㉗】 略

様式第42号の2（第30条関係）

届出保育施設（居宅訪問型保育事業）運営状況報告書

年 月 日

職 氏名 様

届出保育施設の運営状況について、児童福祉法第59条の2の5第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

郵便番号

住 所

（団体にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ

届出者 氏 名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日現在

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

* 略
略

* 略
略

略

略

略

略

(添付書類)

(添付書類)

- 1 略
- 2 有資格者（保育士（地域限定保育士（鳥取県の区域に係るものに限る。）を含む。）、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類

- 1 略
- 2 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類

3～5 略

3～5 略

記載上の注意

記載上の注意

【③】～【⑫】 略

【③】～【⑫】 略

【⑬】 運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【⑬】 運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

※保育士については、地域限定保育士（鳥取県の区域に係るものに限る。）を含めてください。

【⑭】 職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職

【⑭】 職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職

<p>員について記入してください。なお、事業所長についても実際に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。</p> <p>※保育士については、<u>地域限定保育士（鳥取県の区域に係るものに限る。）</u>を含めてください。</p> <p>【㉔】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入ください。</p> <p>※保育士については、<u>地域限定保育士（鳥取県の区域に係るものに限る。）</u>を含めてください。</p> <p>【㉕】～【㉗】 略</p>	<p>員について記入してください。なお、事業所長についても実際に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。</p> <p>【㉔】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入ください。</p> <p>【㉕】～【㉗】 略</p>
---	---

(鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	<p>1 看護師、保育士（<u>鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。以下同じ。</u>）又は児童指導員の総数は、次に掲げる区分ごとにそれぞれに定める人数を合計した人数（その数が7人に満たないときは、7人）以上とすること。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <p>2～10 略</p>	職員の配置	<p>1 看護師、保育士又は児童指導員の総数は、次に掲げる区分ごとにそれぞれに定める人数を合計した人数（その数が7人に満たないときは、7人）以上とすること。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <p>2～10 略</p>
略		略	

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
1 児童発達支援		1 児童発達支援	

区分	基準	区分	基準
従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 児童指導員及び保育士（<u>鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。以下同じ。</u>）は、サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2～6 略</p>	従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 児童指導員及び保育士は、サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2～6 略</p>
略		略	
2～4 略		2～4 略	

（鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 鳥取県認定こども園に関する条例施行規則（平成26年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（認定こども園の職員配置に係る特例）</p> <p>第3条 別表第1 職員配置の項第3号の規定（同号ただし書の規定を適用する場合を除く。）により1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士（<u>鳥取県の区域に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。</u>）の資格を有する者については、令和12年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下この条において「幼稚園教諭等」という。）をもって代えることができる。</p>	<p>附 則</p> <p>（認定こども園の職員配置に係る特例）</p> <p>第3条 別表第1 職員配置の項第3号の規定（同号ただし書の規定を適用する場合を除く。）により1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、令和12年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下この条において「幼稚園教諭等」という。）をもって代えることができる。</p>

2・3 略

2・3 略

附 則

この規則は、鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年鳥取県条例第13号）の施行の日から施行する。

鳥取県採石条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県採石条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県採石条例施行規則（平成16年鳥取県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																									
様式第7号（第9条関係） 掘削作業計画 その1 略		様式第7号（第9条関係） 掘削作業計画 その1 略																									
その2 <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">処理、管理、防止等の方法</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>火薬の使 用</td> <td>略</td> <td>見張人の配置・情報 通信技術の活用 ()・危険区域警 戒標識の設置 その他 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>			処理、管理、防止等の方法			略		火薬の使 用	略	見張人の配置・情報 通信技術の活用 ()・危険区域警 戒標識の設置 その他 ()		略		その2 <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">処理、管理、防止等の方法</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>火薬の使 用</td> <td>略</td> <td>見張人の配置・危険 区域警戒標識の設置 その他 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>			処理、管理、防止等の方法			略		火薬の使 用	略	見張人の配置・危険 区域警戒標識の設置 その他 ()		略	
	処理、管理、防止等の方法																										
	略																										
火薬の使 用	略	見張人の配置・情報 通信技術の活用 ()・危険区域警 戒標識の設置 その他 ()																									
	略																										
	処理、管理、防止等の方法																										
	略																										
火薬の使 用	略	見張人の配置・危険 区域警戒標識の設置 その他 ()																									
	略																										
その3 略		その3 略																									
注 略 添付書類 1 略 2 <u>火薬の使用に係る侵入防止措置の方法として、見張人の配置を行わず、情報通信技術の活用等による場合にあつては、当該方法により、適切な監視、警告、通報等を行うことができることを示す資料</u> 3 略		注 略 添付書類 1 略 2 略																									

附 則

この規則は、鳥取県採石条例の一部を改正する条例（令和8年鳥取県条例第17号）の施行の日から施行する。

